

8 国 監 第 1 3 号

令和8年8月28日

国見町長 村 上 利 通 様

国見町監査委員 佐 藤 徳 正



令和7年度決算等審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和7年度国見町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況を示す書類、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和7年度国見町水道事業会計決算、令和7年度国見町下水道事業会計決算について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度国見町各会計決算等審査意見書

第1 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和7年度国見町一般会計歳入歳出決算

令和7年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町石母田財産区特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算

令和7年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算

上記各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びこれらに係る証書類

4 審査の着眼点

各会計の歳入歳出決算について、関係書類が法令等に準拠して作成されているか、計数は関係諸帳簿等と符合するか、また、主に前年度決算と対比することにより、予算の執行状況の変化とその要因を確認することを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、各会計の歳入歳出決算書及び同付属書類について、証書類との照合点検を行い、予算の執行状況等について確認した。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された各会計の決算書類は、いずれも地方自治法及びその他関係法令にほぼ準拠して作成されており、かつ決算書に計上されている諸計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、概ね正確であると認めた。

また、予算の管理執行状況及び内容についても、概ね適正であると認めた。

(2) 各会計個別意見

ア 一般会計

(ア) 収支の状況

令和7年度一般会計における歳入調定額 7,896,533,999 円に対し、収入済額は 7,670,277,931 円、収入率は 97.1% (前年度 99.2%) となっている。

歳出の予算現額 7,924,365,600 円に対し、支出済額は 7,232,649,296 円で、執行率は 91.3% (前年度 90.2%) となっており、前年度より 1.1 ポイント増加している。

(イ) 審査結果の意見

歳入歳出差引額 (形式収支) は 437,628,635 円で、翌年度に繰越すべき財源 72,013,800 円を差し引いた実質収支額は、365,614,835 円の黒字決算となっており、収支の均衡と健全な財政運営が行われたものと認められる。

なお、歳入歳出差引額については、予算現額の 5.5% (前年度 7.6%) となっている。

歳入予算の執行について、町税収入は、予算現額 1,011,118,000 円に対し、調定額 1,033,653,273 円、収入済額 1,032,222,683 円で、収納率は 99.9% (前年度 99.8%) と前年度以上に高い収納率を確保している。町税は町の主要な自主財源であるので、引き続き適切な収納事務に努められたい。

町税の不納欠損処分については、7 件 174,558 円 (前年度 4 件 66,762 円) であるが、即時消滅、処分停止期間中の時効、時効完成によるものである。

税外収入においては、東日本大震災災害援護資金返還金において、3,613,896 円 (前年度 4,238,801 円) の収入未済額がある。収納率は前年度より 14.1 ポイント下回る 38.2% であるので、未収金の解消に向け努力されたい。

歳出予算の執行については、概ね適正に予算が執行されたと認められる。不用額は 292,568,504 円であり、前年度 268,189,307 円を 24,379,197 円上回っている。引き続き予算の有効活用を図られたい。

国見町の公共施設の光熱水費については、108,358,046 円であり、昨年より 839,888 円、0.8% の増となっている。光熱水費の 72.7% を電気代が占めており、引き続き節電対策に努めていただきたい。

超過勤務については、13,617.50 時間であり、前年度より 552.75 時間、3.9% 減少している。労災認定の一つの目安である過労死ライン月 100 時間を超える職員は延べ 3 人 (前年度 1 人) であった。参議院議員選挙に加え衆議院議員解散総選挙も重なったことが要因とのことであるが、規則違反ですので解消に努められたい。全体的には職員の削減への意識の高まりと努力の成果が認められる。町民への質の高い行政サービスを提供するためにも、職員の健康管理のためにも、引き続き超過勤務の削減に努めていただきたい。

イ 大木戸財産区特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 153,817 円、支出済額 125,050 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 28,767 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は81.7%（前年度79.3%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

ウ 入山財産区特別会計

（ア）収支の状況

収入済額217,511円、支出済額122,050円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は95,461円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

歳出予算の執行率は62.9%（前年度79.6%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

エ 石母田財産区特別会計

（ア）収支の状況

収入済額2,372,556円、支出済額1,289,949円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は1,082,607円となっている。

（イ）審査結果の意見

歳出予算の執行率は90.9%（前年度92.3%）であり、歳出決算状況及び内容については、適正かつ妥当と認められる。

オ 後期高齢者医療特別会計

（ア）収支の状況

収入済額205,536,394円、支出済額198,112,729円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は7,423,665円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

保険料の収納率は100.02%（前年度100.06%）である。なお、収入済額には、還付未済額35,300円が含まれている。

歳出予算の執行率は95.9%（前年度98.8%）と昨年度より3.9ポイント減少しているが、高い水準を維持しており、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

カ 国民健康保険特別会計

（ア）収支の状況

収入済額968,914,475円、支出済額950,037,316円、翌年度へ繰越すべき財源0円で、実質収支は18,877,159円の黒字となっている。

（イ）審査結果の意見

国民健康保険税の収納率は98.8%（前年度98.9%）と前年度と比較して0.1ポイント下回っている。収入未済額は2,028,963円（前年度2,072,435円）で前年度より2.1%減少している。国民健康保険事業を円滑に運営するために引続き未収金の解消に努められたい。

不納欠損処分については、4件319,690円（前年度0件0円）である。

歳出予算の執行率は97.7%（前年度97.8%）と前年度より0.1ポイント減少しているが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

キ 介護保険特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 1,571,392,085 円、支出済額 1,530,241,926 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 41,150,159 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

保険料の収納率は 99.96% (前年度 99.98%) と前年度より 0.02 ポイント減少している。なお、未納額は 102,030 円である。介護保険事業を円滑に運営するために引き続き未収金の解消に努められたい。

歳出予算の執行率は 97.4% (前年度 98.4%) と前年度より 1.0 ポイント減少している。歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

ク 土地開発事業特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 26,183,872 円、支出済額 26,105,589 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 78,283 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

昨年 12 月に先行取得していた藤田駅前ロータリー事業用地について町へ売却したものです。

ケ 渇水対策施設特別会計

(ア) 収支の状況

収入済額 12,852,239 円、支出済額 11,979,768 円、翌年度へ繰越すべき財源 0 円で、実質収支は 872,471 円の黒字となっている。

(イ) 審査結果の意見

歳出予算の執行率は 93.2% (前年度 95.4%) と前年度より 2.2 ポイント減少しているが、歳出決算状況及び内容については、適正であり妥当な執行と認められる。

第2 基金運用審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

基金運用審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定による審査）

3 審査の対象

町に設置してある基金のすべて。

4 審査の着眼点

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、基金の運用状況に関する書類について、決算審査とあわせて証書類との照合点検を、決算審査とあわせて、実施した。

6 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況は、関係法令に準拠し、計上されている諸計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であると認めた。

第3 水道事業会計決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和7年度国見町水道事業会計決算
上記公営企業会計の決算附属資料

4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

(2) 個別事項

収益的収入は240,962,037円（うち仮受消費税及び地方消費税18,398,369円）、収益的支出は250,837,773円（うち仮払消費税及び地方消費税11,924,505円）となっている。

資本的収入は23,405,000円、資本的支出は92,919,978円で、不足する額69,514,978円は過年度分損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、営業収益184,297,926円（税抜）、営業費用237,695,419円（税抜）で、営業利益は△53,397,493円（前年度△21,836,703円）となっている。なお、営業利益の推移は次のとおりである。

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
△53,397,493円	△21,836,703円	△6,529,837円	△9,834,847円	1,954,830円

水道料金の収納率は95.3%（前年度90.5%）と前年度より4.8%増加している。引き続き未収金の解消に努められたい。

業務量において、年間総配水量は 1,000,895 m³（前年度 1,000,356 m³）で前年度より 0.1%増加し、年間総有水量は 815,462 m³（前年度 818,264 m³）で前年度より 0.3%減少している。有収率は 81.5%（前年度 81.8%）で前年度より 0.3 ポイント減少している。

(3) 審査結果の意見

令和 7 年度においては、営業利益は△53,397,493 円で、前年度繰越利益剰余金は 0 円なので、当年度未処理欠損金は△16,796,385 円となっている。

今後、厳しい状況が予想されるので、漏水対策をはじめ各種対策を講じながら有収率の向上を図り、水道事業の効率化や経営の健全化に努められたい。

第4 下水道事業会計決算審査

1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して審査を行った。

2 審査の種類

決算審査（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による審査）

3 審査の対象

令和7年度国見町下水道事業会計決算

上記公営企業会計の決算付属資料

4 審査の着眼点

決算書類が地方公営企業法その他関係法令に準拠し、関係帳票及び証書類の計数と合致しているかを確かめるとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、決算報告書、財務諸表・キャッシュフロー計算書等を前年度と対比し、事業の進捗状況を検証するとともに、経営分析表を作成し、事業の経営内容の動向を把握するため計数の分析を行った。

6 審査の結果

(1) 総括的意見

審査に付された事業の決算書類及び決算付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、財政状況並びに当年度の経営成績を表示しており、予算執行は初期の目的に従い適正に執行されたものと認めた。

(2) 個別事項

収益的収入は 214,041,313 円（うち仮受消費税及び地方消費税 6,995,047 円）、収益的支出は 203,709,671 円（うち仮払消費税及び地方消費税 4,478,535 円）となっている。

資本的収入は 100,700,000 円、資本的支出は 140,707,757 円で、不足する額 40,007,757 円は過年度分損益勘定留保資金で補填している。

損益状況は、営業収益 67,839,695 円（税抜）、営業費用 185,842,524 円（税抜）で、営業利益は 118,002,829 円となっている。

下水道料金の収納率は 86.6%であった。営業収益の根幹をなすものであるが、口座振替分の収納が翌年度になることが影響している。今後とも未収金の解消に努められたい。

(3) 審査結果の意見

令和7年度は、地方公営企業法の財務事項適用3年目であり、損益状況は 11,246,837 円の純利

益となり、前年度繰越利益剰余金 10,266,587 円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は、21,513,424 円となる。

今後も、下水道事業の効率化や経営の健全化に向けて努められたい。

追記

公金の執行により発生するポイントサービスについて

決算書の中にも物品のネット購入が確認されるようになり、そのとき発生するポイントの取り扱いについて、町へ調査を依頼し、各課に聞き取りをした結果については、次のとおりです。

○ポイントサービスを扱っているのは、12課1部署。

○ポイントの種類は、消耗品・文房具・清掃物品の購入、公用携帯電話使用料などであり、業者はアスクル、アマゾン、カウネット、モノタロウ（ポイントサービスなし）、エデュース、ドコモビジネスポイントです。

○令和7年度に各課で取得したポイントは、159～3,458ポイントで、全体で20,277ポイント。使用したポイントは4課で100～4,700ポイントであり、全体で10,200ポイント。年度末に各課で保有しているポイントは114～5,059ポイントであり、全体では17,182ポイントです。

ポイントの使用については、値引き、賞品交換などがあり、値引きで使用する場合は記録として残りますが、賞品交換についてはポイントのみでの使用になり、予算上は表に出てきませんので、チェック機能が働きません。また、一定期間を超えれば記録を確認できなくなるものもあります。使い方次第では、恣意的あるいは私的にポイントを使用することが可能と思われますので、ポイントの使用についてチェック機能の必要性を感じたところであります。

ポイントの使用判断については、使用期限が切れる前に課内で協議し、課長の了解のもと使用している、係長が定期的に確認を行い、利用状況を把握し適時使用を指示している、あるいはポイントの付与日、付与数、使用数、残高等を記載した管理台帳を作成し、課長・係長が定期的に確認し、ポイント残高を踏まえ、使用を指示しているなど、それぞれであります。

ポイントを使用していない理由については、ポイントが少ないので、使用できるところまで達していないということです。この場合、使用期限が過ぎ、失効してしまう恐れがありますので、ポイントの譲渡制度などを活用し、各課ポイントの融通を行い、集約して使用することも検討すべきかと思います。

また、使用していない理由について、ポイントを確認できない（ポイントを確認できる課が一つだけなので、そこからの情報提供が必要）、ポイントをどのように使用すべきかわからないので使用していない、今回の調査でポイントが付与されていることを初めて認識したなどであり、失効したポイントも確認されています。加えて、ポイントの取り扱いについて統一的な考え方を示してほしいとの意見が複数確認されました。町としてポイントの取り扱いについての考え方・ルールを示す必要があると考えたところであります。

公金の執行により発生したサービスポイントについては、わずかではありますが、財政が厳しい中においては有効活用に努めるべきであり、その管理については、公金に準じた扱いをすべきであると考えます。

ポイントの有効活用を図るために、ポイント活用の基本的な考え、具体的な取り扱い方法（ポイントの譲渡・情報提供などを含め）、チェックのあり方、ポイントの収支管理の記録のあり方、定期的な報告などについて、町として統一的な取り扱い方・ルールを、関係各課と協議して定める必要があると考えます。